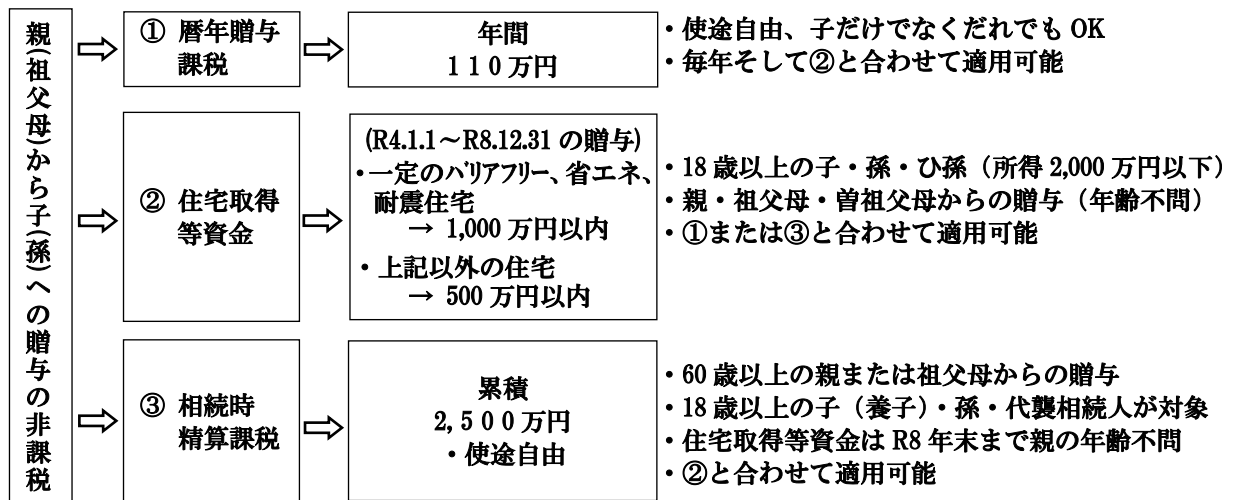


## 相続時精算課税とは？

**Q** 相続時精算課税の適用を選択した場合は、贈与税・相続税の節税になるのでしょうか？

**A** 贈与税は原則として財産（現金）110万円超を生前にもらった人にかかります。しかし、税務署に「相続時精算課税選択届出書」を贈与を受けた翌年3月15日までに提出すれば、一定要件のもとに、親や祖父母などから多額の財産（2,500万円まで）をもらっても贈与税は無税です。

▶ 相続時精算課税のポイントは？ ※ 年齢は贈与を受けた年の1月1日で判定



※ 1. ②の住宅取得等資金は親などが亡くなった場合でも相続税の計算上、遺産に加算されません。

2. 相続時精算課税の適用を選択すると、暦年贈与課税の適用は受けられません。

3. 令和6年1月1日からの相続時精算課税適用の贈与。

イ. 毎年110万円まで基礎控除ができ、この基礎控除は相続時に加算不要

ロ. 1年間に110万円以下の贈与 → 贈与税申告は不要

▶ 相続時精算課税は節税できる？

非課税枠の「2,500万円」で、親から多額のお金を無税でもらえると思われるかもしれませんが。しかし、生前に財産を渡した人が亡くなったときに税金（相続税）を最終的に精算します。たとえば、親から今年に2,500万円もらった場合、今年には贈与税はかかりませんが将来その親の相続のときに、その2,500万円は親の遺産にプラスして相続税が計算されます。

▶ 相続税のかからない親の場合は？

なお、この税制は原則として相続税の節税ではありません。しかし、相続税のかからない親の場合は、親から子どもに贈与税が無税で生前に最高2,500万円の財産贈与や資金援助ができます。それは、親に相続が起こって子が生前贈与で取得した財産（例えば2,500万円）をプラスしても親の遺産合計額が相続税の基礎控除額以下の場合、もともと相続税はかからないからです。

※ 相続税の基礎控除額 3,000万円+600万円×法定相続人の数(誰が遺産を貰っても相続税がかからない金額)

(ワンポイントアドバイス) 相続時精算課税は親（祖父母）の  
相続のときに相続税が精算される！

※ 令和6年5月現在の税制に基づいています。今後税制改正があった場合は内容が変わります。